

平成19年3月16日
近畿財務局

大阪東信用金庫に対する行政処分について

1. 大阪東信用金庫（本店：大阪府八尾市）については、営業店において発生した顧客預金の着服・流用事件に関し、その事故期間が長期にわたりかつ事故金額が多額にのぼること等から、信用金庫法第89条第1項で準用する銀行法第24条第1項の規定に基づき、事実関係及び発生原因等の報告を求めた。

その結果、同金庫の法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分であり、相互牽制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に問題があると認められた。

2. このため、本日、同金庫に対し、信用金庫法第89条第1項で準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

(1) 法令等遵守態勢を早急に確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に係る経営姿勢の明確化

理事会等の機能強化による全金庫的な法令等遵守態勢の確立

営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化

(現金授受手続きの厳正化を含む)

内部監査部門の抜本的な改善・強化による実効性の確保(監査方法の充実・強化を含む)

人事管理の適切な実施

(2) 上記(1)に関する業務改善計画を平成19年4月16日までに提出し、以後、業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施状況を3か月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先
近畿財務局理財部金融監督第2課
電話06-6949-6370